

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県

2 構造改革特別区域の名称

自動車環境戦略推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 快適な自動車利用環境実現への取組

本県は、世界的な自動車製造拠点であり、自動車保有台数は全国一で、交通機関の利用も他の大都市圏に較べ、自動車への依存が極めて高くなっている。

その一方で自動車利用に起因する環境問題なども生じていることから、平成14年10月に「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定し、人が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を目指し、県民、事業者、NPO、行政が一体となって、以下の7つの作戦を展開している。

エコカー導入作戦

ディーゼル車クリーン作戦

交通流円滑化・交通量低減作戦

道路環境改善作戦

環境監視・情報提供作戦

緊急対策地域改善作戦

エコドライブ実践作戦

例えば、エコカー導入作戦では、平成17年度までに100万台、平成22年度までに300万台普及を目標に、助成制度などの施策を実施し、平成15年度末現在では84万台の普及となっている。また、交通流円滑化・交通量低減作戦では、公共交通機関の利用促進やITSを活用した環境負荷の少ない交通システムの構築を行っていくとともに、自動車利用方法の改善策として、カーシェアリングを推進するなど、様々な施策を展開している。

また、平成15年7月には、「自動車NOx・PM総量削減計画」を策定し、県内61市町村（策定時）を対象に、平成22年度までに自動車から排出される窒素酸化物排出量を平成9年度に比べ64%削減、同様に粒子状物質排出量について85%削減していくこととしており、これらの目標

の達成をより確実なものとするため、県民や事業者に対する責務等を規定した「生活環境保全条例」を平成15年9月に施行し、以下の施策を実施することにより、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図っている。

アイドリング・ストップの義務

- ・運転者に駐停車時の原動機の停止（アイドリング・ストップ）義務
- ・500㎡以上の駐車場設置・管理者に対する利用者へのアイドリング・ストップの周知義務

自動車を購入又は使用する者の責務

- ・自動車を購入又は使用する者の低公害車購入又は使用の努力義務
- 低公害車の導入義務
- ・200台以上自動車を使用する事業者に対する低公害車の3割以上導入義務

自動車販売業者による環境情報の説明義務

- ・自動車販売業者による新車購入者への排出ガス量等の環境情報提供義務

(2) 地球温暖化防止への取組

本県における温室効果ガスの排出量は、平成13年度は基準年度である平成2年度から5.7%増加しており、全国排出量の6.4%を占めている。

現在実施又は予定されている施策を実施した場合でも、平成22年度における排出量は基準年度を2.6%上回り、現状のままでは目標である基準年度の6%削減が望めないことから、CO₂排出削減マニフェストの締結、エコカー300万台普及などの重点施策を盛り込んだ「あいち地球温暖化防止戦略」を平成17年1月に策定した。

運輸部門は、産業部門に次いで排出量が多く、その大部分は自動車が占めていることから、以下の施策を進めていくこととしている。

自動車単体・燃料対策

交通流・量対策

適正な自動車利用対策

適正な自動車利用対策では、不要不急の自動車利用の自粛、アイドリング・ストップの励行や低公害車・低燃費車の共同レンタル利用（カーシェアリング）などの普及促進を図っていくこととしている。

(3) 環境にやさしい交通圏域構築への取組

本県では、整備が進んだ交通インフラ・システムの有効活用により、公共交通と自動車交通とが共存・連携し、だれもが安全で快適に移動できるとともに、円滑な物流にも寄与する、環境にやさしい先進的な交通圏域となることを目標に、具体的な施策展開を検討した「総合交通システムモデル圏域ビジョン」を平成17年3月に策定した。

その具体的な施策の一つとして、鉄軌道を軸とした連携施策による利便

性の向上を掲げ、レンタサイクル、パークアンドライドなどと並んでカーシェアリングを推進していくこととしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 環境に配慮したライフスタイルの実現

本県においては、他の大都市圏と比べ道路整備が進み、一方で公共交通機関のネットワークが不足していることから、自家用車への依存が大変高い状況にある。

このため、自動車の貸渡しが無人でできる利用しやすいカーシェアリングを実施することで、自動車を自家用から共同利用に誘導することができ、さらに、公共交通機関との組合せにより、長距離の自動車利用を減少させることができる。

カーシェアリングは、利用者にコスト意識を生じさせ、自動車利用の際に常にその必要性を考える習慣が身に付くことで、徒歩・自転車圏での利用など不要不急な自動車利用が抑えられ、自動車に過度に依存したライフスタイルから環境に配慮したライフスタイルへ転換を図っていくことができる。

このことは、利用者が大気汚染物質や温室効果ガスなどの環境負荷の低減に貢献しているという自負にもつながるものである。

(2) 環境負荷の低減

本県では、環境負荷の低減のため、エコカーを平成17年度までに100万台、平成22年度までに300万台普及していくことを目標のひとつとしている。

カーシェアリングに利用する自動車をエコカーに限定すれば、1台のエコカーが数台のエコカーに相当することになり、環境負荷の低減の面から大きな効果が期待できる。

また、必要な時に必要な分だけ自動車を利用するカーシェアリングは、無駄な自動車利用を抑え、利用者の自動車に係るコストを減少し、環境負荷の低減にもつながるため、利用者に大きな負担を強いることなく環境改善が可能な効果的な手段である。

(3) 交通渋滞の緩和

カーシェアリングが普及することで自動車保有台数が減少し、不要不急の自動車利用が抑えられるとともに、カーシェアリングと公共交通機関を組み合わせることで、都市内を通過する自動車や長距離の自動車利用を減少させることも可能となる。これにより、自動車交通量が減少し、交通渋滞の緩和にも役立つことが期待できる。

また、自動車保有による駐車場の確保が不要となり、都市部における効率的な土地利用が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本県は、人が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を目指しているが、これは大気汚染や騒音の少ない良好な環境を確保するとともに、快適な移動が保証され、より利便性の高い効率的な交通システムが形成された社会を実現していくことである。

エコカーを使用したレンタカー型カーシェアリングは、大気汚染物質や温室効果ガスの低減に有効であり、良好な環境の確保に資することができる。

また、IT技術を活用した貸渡しシステムは、自動車を所有から共同利用に転換しても、一定の利便性を確保することができる。

さらに、カーシェアリングは、利用者にコスト意識を持たせることにより、環境に配慮したライフスタイルへ誘導することができる。

環境にやさしいカーシェアリングの普及を図ることにより、本県の目標とする快適な自動車環境の早期実現に資する。

なお、構造改革特別区域の範囲については、当面事業計画のある名古屋市及び隣接する愛知郡長久手町とし、順次県内全域に拡大していくこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 個人利用への効果

IT技術を活用した無人によるカーシェアリングは、従来のレンタカーに比べ貸渡しが容易で、15分単位で利用できるなど、利便性が格段に向上し、近距離、短時間での利用には好都合な状況にある。このことは、自動車を個人所有から共同利用へ転換しやすくするものである。

カーシェアリングは、自動車を利用した分だけ料金を支払うため、利用者は自動車の効率的利用を心がけるようになり、経費の節減につながるとともに環境負荷の低減にも寄与するものである。

このカーシェアリングを通じたライフスタイルの転換は、家庭での省エネやリサイクルへの意識改革へも発展が期待できるものである。

また、マンションなどの集合住宅建設とカーシェアリング事業の連携により、駐車場整備を緩和することが可能となる。

(2) 事業利用への効果

都心部の事業所等が保有する自動車については、高額な駐車料金など、維持管理に相当の経費が必要となるが、使用頻度が少ない自動車をエコカーを利用したカーシェアリングに転換することにより、経費の削減、環境負荷の低減が図られるとともに、都心部での駐車場問題にも資することができる。

また、公共交通機関の駅付近にカーシェアリングの貸渡し場所を設置することで、自動車を長時間運転することなく事業活動が可能となるとも

に、時間の確実性も確保される。さらに将来的には同じシステムを使ったカーシェアリング事業者の連携により、日本全国への展開も期待できる。

(3) 交通環境への効果

エコカーの使用や効率的な自動車利用、公共交通機関との連携などにより環境負荷や自動車交通量の低減が見込まれるとともに、道路を中心とした交通インフラ整備の要望が緩和され、公共交通機関の利用促進が図れるなど、効率的な公共投資の実現にも寄与する。

8 特定事業の名称

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業(1217 国土交通省)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特別事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本県では、「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定し、エコカーを普及していくこととしているため、環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングに利用する自動車は、エコカー(低排出ガス認定車かつ低燃費車にあっては、平成17年排出ガス基準50%以上低減かつ燃費基準達成以上の性能の自動車)とする。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特別事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（1217 国土交通省）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

東海求人サービス株式会社

代表取締役 武田直美

住所：名古屋市中村区亀島 2-26-4（WEST21 ビル）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

東海求人サービス株式会社

（2）事業が行われる区域

愛知県の全域

（3）事業の開始時期

平成17年8月～

（4）事業により実現される行為

特区内において、「あいち新世紀自動車環境戦略」に規定するエコカーであってできる限り環境への負荷の少ないものを使用する、環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを推進する。

なお、本事業はIT技術などを活用し、車両の貸渡しを無人の事務所で行うとともに、車両の整備・管理についても支障が生じないような代替措置を講じるものである。

利用者

会員登録した個人、法人

利用車両

- ・電気自動車
- ・天然ガス自動車
- ・メタノール自動車

- ・ハイブリッド自動車
- ・LPG貨物自動車
- ・低排出ガス認定車かつ低燃費車

〔平成17年排出ガス基準50%以上低減かつ燃費基準達成以上の性能の自動車とする。〕

- ・燃料電池車

車両管理

ITSを活用した共同利用APSサービスなどを導入し、無人での貸渡し・返却、予約管理、運行車両の状態管理、利用者管理を行う。

利用者は、インターネット、携帯電話、電話により予約を行う。

利用料金には、燃料代、保険料を含む。

5 当該規制の特例措置の内容

本事業は、IT技術の活用により自動車を共同で利用しやすくするもので、利用者の利用コストに対する意識を高め、徒歩・自転車圏での自動車利用を低減させるなど、ライフスタイルの転換を促す有効な手段である。その結果、自動車走行量の減少とそれに伴う大気汚染物質、温室効果ガスの低減、交通渋滞の緩和などが期待できる。

また、共同利用する自動車をエコカーとすることで、より一層環境負荷の低減が図られる。

本県では、「あいち新世紀自動車環境戦略」、「自動車NOx・PM総量削減計画」、「あいち地球温暖化防止戦略」の中で、自動車利用方法の改善策としてこのカーシェアリングを普及促進していくこととしている。

本県においては、平成16年10月から名古屋市内の公共交通機関の駅周辺や中心市街地において、期限付き許可によるカーシェアリング事業が行われており、今後の本格的な事業化に向けた環境整備が必要となっている。